

がその職務を代行するものとする。

(鍵情報等行使者)

第6条 鍵情報等行使者は、鍵情報等を使用し、電子署名の付与等の事務を行う。

2 鍵情報等行使者となる者は、別に定める。

3 鍵情報等行使者に事故があるとき又は欠けたときは、鍵情報等制定権者が指定した者がその職務を代行するものとする。

(鍵情報等の発行申請と受領)

第7条 鍵情報等制定権者は、鍵情報等発行・更新等・廃止申請書(第1号様式)により、認証局運営機関に関する規程第6条第1号に掲げる認証局責任者(以下「認証局責任者」という。)に対し鍵情報等の発行を申請する。

2 鍵情報等制定権者は、鍵情報等管理者が複数の鍵情報等を使用することについて相当の理由があると認められる場合に限り、同一の公開鍵証明書及び当該公開鍵証明書に対応する秘密鍵が格納された複数の鍵情報等の発行を申請することができる。

3 鍵情報等管理者は、前2項の申請により発行された鍵情報等を受領する。

(鍵情報等の更新等)

第8条 鍵情報等制定権者は、次の各号に掲げる場合には、鍵情報等発行・更新等・廃止申請書(第1号様式)により、認証局責任者に対し鍵情報等の更新等を申請しなければならない。

(1) 鍵情報等の有効期間満了後も引き続き当該鍵情報等を使用しようとする場合

(2) 組織変更等により公開鍵証明書の記載事項に変更が生じる場合

(3) 鍵情報等の破損、紛失、盗難等の事故又は失効の場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、認証局運営機関が必要と認めた場合

(鍵情報等の廃止)

第9条 鍵情報等制定権者は、鍵情報等の廃止を行おうとする場合には、鍵情報等発行・更新等・廃止申請書(第1号様式)により、認証局責任者に対し鍵情報等の廃止を申請しなければならない。

(鍵情報等の事故に関する報告)

第10条 鍵情報等管理者は、次の各号に掲げる場合には、鍵情報等事故報告書(第2号様式)により、認証局責任者に対し事故の報告を行わなければならない。

(1) 鍵格納媒体が物理的又は電磁氣的破損により使用できなくなった場合

(2) PINの忘失により鍵格納媒体が使用できなくなった場合

(3) 鍵格納媒体の盗難又は紛失の場合

(4) 災害等による鍵格納媒体の所在不明の場合

(5) PINが漏えいした場合

(6) 鍵情報等が不正に使用され、又は不正に使用され得る状態になった場合

(7) 前各号に掲げる場合のほか、鍵情報等の危たい化の疑いが生じた場合

(鍵格納媒体の返却)

第11条 鍵情報等管理者は、鍵情報等の更新等又は廃止により、不要となった鍵格納媒体については、認証局責任者に返却しなければならない。

(鍵格納媒体の保管場所等の変更)

第12条 鍵情報等制定権者は、鍵格納媒体の保管場所又は鍵情報等管理者の変更が生じた場合には、鍵情報等管理状況変更報告書(第3号様式)により、速やかにその内容を認証局責任者に対し報告しなければならない。ただし、定期異動に伴う鍵情報等管理者の変更については、この限りでない。

(その他)

第13条 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成16年12月22日から施行する。

2 平成16年12月31日までの間は、別表中「労働委員会」とあるのは「地方労働委員会」と、「労働委員会事務局審査調整課長」とあるのは「地方労働委員会事務局審査調整課長」とする。

別表(第4条関係)

区 分	鍵情報等制定権者
知事部(局)	総務部私学文書課長
企業局	企業局総務課長
教育庁	教育庁総務広報課長
選挙管理委員会	選挙管理委員会書記長
人事委員会	人事委員会事務局総務課長
監査委員	監査委員事務局第一課長
労働委員会	労働委員会事務局審査調整課長
海区漁業調整委員会	海区漁業調整委員会会長が指名する職員
内水面漁場管理委員会	内水面漁場管理委員会会長が指名する職員
議会	議会事務局総務課長

第 1 号様式（第 7 条、第 8 条、第 9 条関係）

年 月 日

鍵情報等発行・更新等・廃止申請書

認証局責任者 様

鍵情報等制定権者職氏名

証 明 書 の 名 義	
鍵情報等管理者	
保 管 場 所	
使 途	
申 請 の 種 類	新規発行 ・ 更新等 ・ 廃止
申 請 理 由	
使用開始年月日 (新規の場合)	年 月 日
廃 止 年 月 日 (廃止の場合)	年 月 日

※各欄については、一覧表の添付によって代えることができるものとする。

更新等とは、地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程第 8 条各号に掲げる場合をいう。

第2号様式（第10条関係）

年 月 日

鍵 情 報 等 事 故 報 告 書

認証局責任者 様

鍵情報等管理者職氏名

証明書の名義			
保 管 場 所			
事故発生日時	年 月 日	事故発生場所	
【事故内容】			
【事故発生時の保管状況】			

第3号様式（第12条関係）

年 月 日

鍵情報等管理状況変更報告書

認証局責任者 様

鍵情報等制定権者職氏名

証 明 書 の 名 義		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
保 管 場 所		
鍵 情 報 等 管 理 者		
変 更 理 由		
管 理 状 況 変 更 年 月 日	年	月 日

※各欄については、一覧表の添付によって代えることができるものとする。

熊本県訓令第 37 号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関熊本県電子署名規程を次のように定める。
平成16年12月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県電子署名規程

(趣旨)

第1条 この規程は、知事の事務部局における電子署名に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(2) 公開鍵 公開鍵暗号方式（互いに類推できない一対の鍵を用いる暗号方式をいう。以下同じ。）で使用される電子的な鍵対のうち公開される方の鍵をいう。

(3) 証明書 公開鍵及び証明対象（地方公共団体における役職若しくは職責、電子申請等を利用されるサーバ類又は相互に認証を行う認証局をいう。）を識別する情報からなるデータに、地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局（以下「熊本県認証局」という。）によって、当該情報の正当性を保証する電子署名が付与されたもので、文書交換証明書、職責証明書、アプリケーション証明書及び相互認証証明書をいう。

(4) 公開鍵証明書 証明書のうち、文書交換証明書、職責証明書及びアプリケーション証明書をいう。

(5) 秘密鍵 公開鍵暗号方式で使用される電子的な鍵対のうち公開鍵証明書の発行を受けた者のみが利用可能な鍵をいう。

(6) 鍵情報等 熊本県認証局によって発行された公開鍵証明書及び当該公開鍵証明書に対応する秘密鍵並びに当該公開鍵証明書及び当該秘密鍵を格納した格納媒体をいう。

(7) 鍵格納媒体 秘密鍵の格納媒体をいう。

(8) PIN 鍵格納媒体から秘密鍵を利用する際に必要な符号である個人識別番号をいう。
(電子署名)

第3条 電子署名は、鍵情報等を用いて行うものとする。

(電子署名の名称)

第4条 電子署名は、熊本県権限者の名称をもって行うものとする。

2 前項の電子署名以外の電子署名を設けようとする者は、当該署名を設けることについて、総務部長の承認を受けなければならない。

(鍵情報等管理者)

第5条 地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程（平成16年熊本県訓令第36号。以下「熊本県認証局鍵情報等利用規程」という。）第5条第1項の鍵情報等管理者は、本庁各課（総室・室）長及び各地方出先機関の長をもって充てる。

(鍵情報等行使者)

第6条 熊本県認証局鍵情報等利用規程第6条第1項の鍵情報等行使者は、熊本県文書規程（昭和34年熊本県訓令甲第19号）第6条第2項に規定する文書取扱主任をもって充てる。

(鍵情報等の発行)

第7条 鍵情報等管理者は、鍵情報等の発行を受けようとする場合には、鍵情報等発行・更新等・廃止申請手続依頼書（第1号様式）により、私学文書課長に対し鍵情報等の発行申請の手続を依頼しなければならない。

2 鍵情報等管理者は、複数の鍵情報等を使用することについて相当の理由があると認められる場合に限り、同一の公開鍵証明書及び当該公開鍵証明書に対応する秘密鍵が格納された複数の鍵情報等の発行申請の手続を依頼することができる。

(鍵情報等の更新等)

第8条 鍵情報等管理者は、次の各号に掲げる場合には、鍵情報等発行・更新等・廃止申請手続依頼書（第1号様式）により、私学文書課長に対し鍵情報等の更新等（更新又は変更等をいう。）申請の手続を依頼しなければならない。

(1) 鍵情報等の有効期間満了後も引き続き当該鍵情報等を使用しようとする場合

(2) 組織変更等により公開鍵証明書の記載事項に変更が生じる場合

(3) 鍵情報等の破損、紛失、盗難等の事故又は失効の場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、認証局運営機関が必要と認めた場合

(鍵情報等の廃止)